


# PTAひろば

新玉小学校PTA  
会長 逢坂 昌人  
広報委員会

## 「新玉っ子のみなさん、<sup>じてんしゃ</sup>の<sup>かた</sup>自転車の乗り方だいじょうぶ？」

こんな<sup>の</sup>乗り<sup>かた</sup>方をしていたら、**ダメ!**

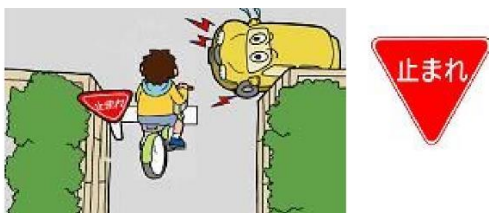


×<sup>ふたりの</sup>二人乗り

×<sup>かたてうんてん</sup>片手運転

×<sup>むとうかうんてん</sup>無灯火運転

×<sup>なら</sup>並んで<sup>はし</sup>走る



**止まれ**

いはんしゅ<sup>には</sup> <sup>ばつぞく</sup>罰則が<sup>か</sup>科せられます。

**いちじていし**  
一時停止をしましょう!

[松山東交通安全協会](#) チラシより引用

<sup>じてんしゃ</sup>自転車は<sup>じどうしゃ</sup>自動車の仲間なので、<sup>どうろ</sup>道路を<sup>はし</sup>走るときはルールを守らないといけません。  
<sup>じぶん</sup>自分が<sup>けが</sup>けがをするだけでなく、<sup>あいて</sup>相手に<sup>けが</sup>けがをさせることもあります。

<sup>きゆう</sup>急な<sup>とびだし</sup>飛び出しは危険です。

<sup>こうさてん</sup>交差点では<sup>いちじていし</sup>一時停止。左右を見て、<sup>くるま</sup>車や<sup>ひと</sup>人が来ていないか<sup>かくにん</sup>しっかり確認<sup>しまし</sup>ましょう。

<sup>わす</sup>忘れてはいけないのがヘルメット。ヘルメットは、<sup>あたま</sup>頭を守って<sup>まも</sup>大けがを<sup>おお</sup>防いでくれます。

かならず、<sup>かぶって</sup>かぶって<sup>じてんしゃ</sup>自転車の<sup>の</sup>乗り<sup>まじ</sup>ましょう。

## 「もし、<sup>じこ</sup>事故をおこしたら・・・」

○<sup>ちか</sup>近くの<sup>おとな</sup>大人に<sup>たす</sup>助けをもとめましょう。

○<sup>ほごしや</sup>保護者に<sup>れんらく</sup>連絡<sup>しまし</sup>ましょう。



<sup>こうつう</sup>交通ルールを守って、<sup>まぢ</sup>家族と<sup>かぞく</sup>おともだちと<sup>たの</sup>楽しく♪サイクリング!

## 愛媛県警察のホームページには交通情報満載

愛媛県警察 HP (<https://www.police.pref.ehime.jp/>)

愛媛県警察のホームページより



をのぞくと・・・

交通死亡事故、小中高生が関係する交通事故、自転車が関係する交通事故、歩行者が道路横断中の交通事故のマップを閲覧することができます。

身近で発生している交通事故、いつ、どこで、どのような事故が発生しているのか是非一度確認し、家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。



## 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

令和6年11月1日より道路交通法改正が施行されます。下記の2つについて罰則強化されました。

### ○運転中のながらスマホ

違反者は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

### ○酒気帯び運転および<sup>ほうじょ</sup>幫助

違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の運転に関し一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上反復して行った場合、「自転車運転者講習制度」の対象となります。

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

詳細は警察庁 HP (<https://www.npa.go.jp/>) でご確認下さい。